

■安全衛生関係の主要な手続

(5)健康管理手帳

こんなとき 【場合】	どうする 【手続内容】	何を用いて 【必要書類】	いつ(までに) 【時期】
がんその他重度の健康障害を生ずるおそれのある業務に従事し、一定の要件に該当する者が健康管理手帳の交付を受けようとするとき	労働局へ提出(所轄の労働基準監督署を経由しても可能)	健康管理手帳交付申請書 (様式第7号) 法67条 令23条 安衛則53条	離職の際、又は離職後は、できるだけ早めに
健康管理手帳所持者が ① 手帳を滅失あい、または損傷したとき ② 氏名又は住所を変更したとき	申請者の住所地を管轄する労働局へ申請	健康管理手帳書替再交付申請書 (様式第10号) 安衛則58条・59条	①はその時点で、②は変更後30日以内に